

一般社団法人燃料電池開発情報センター会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人燃料電池開発情報センター(英語名 Fuel Cell Development Information Center、略称「FCDIC」と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 当法人は、燃料電池ならびに関連分野の技術・学術に関する開発・研究・実用化の推進を図るとともに、燃料電池の社会への啓蒙・普及を図り、ひいては資源の有効利用や社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 燃料電池に関連する研究会、研究発表会、講演会、見学会等の開催
- (2) 燃料電池に関する各機関の活動状況をまとめた年次報告書の発行
- (3) 燃料電池に関する技術開発・学術進展状況をまとめた機関誌の発行
- (4) 燃料電池関連技術に関する調査および調査報告書の発行
- (5) 燃料電池の導入・普及に関する活動
- (6) 国内外の関連学会や団体との交流
- (7) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する非収益事業

第3章 会員

(構成)

第5条 当法人は、燃料電池の技術開発あるいは導入普及に多大な関心を有し、相互啓発、相互扶助により維持されている当法人の運営に協力し得る法人および個人からなる会員を以って構成する。

(会員種別)

第6条 当法人の会員の種別は以下とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した企業、団体または組織
- (2) 公共会員 当法人の目的に賛同して入会した公的機関またはそれに属する組織
- (3) 学会会員 当法人の目的に賛同して入会した大学・高専・独立行政法人の職員および別に定める事業運営規定に従い幹事会で認められた個人
- (4) 海外会員 当法人の目的に賛同して入会した海外に本拠を持つ組織あるいは個人
- (5) 特別会員 政府機関、独立行政法人およびそれに準じる機関
- (6) 名誉会員 当法人に対して功労のあった者または学識経験者で総会での議決を経て推薦された者
- (7) 顧問 当法人に対して功労のあった者または学識経験者で、理事会において任期を定めた上で、選任された者

(入会)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 団体よりなる会員にあっては、当法人に対する代表者(以下、「会員代表者」という。)としてその権利を行使するものを1名定め、代表理事(第16条第2項に規定の「代表」)に届け出るものとする。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届けを代表理事に届け出なければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に必要とする費用に充てるため、会員になった時および、毎年度の初めに、社員総会において定める額を支払う義務を負う。

- 2 当法人の会員は、以下に定める会費を納めなければならない。
 - (1) 正会員の会費は、年間24万円とする
 - (2) 公共会員の会費は、年間12万円とする
 - (3) 学会会員の会費は、年間8千円とする
 - (4) 海外会員の会費は、年間4万円とする
 - (5) 特別会員、名誉会員、顧問は会費を納めることを要しない
- 3 当法人の会員は、事務局より発行される年会費請求書受領後2カ月以内に、当該年度年会費を当法人に納入しなければならない。
- 4 年度の途中で入会する正会員および公共会員の当該年度会費は、入会後の当期の月数（入会した月を含む）に応じた月割り計算による。
- 5 海外会員および学会会員は、年度途中で入会する場合でも、第2項に規定する会費を納入する。
- 6 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(特別徴収)

第9条 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(権利)

第10条 会員は、当法人の事業活動に参加できる他、年次報告および機関誌等当法人の発行する出版物、あるいは電磁的手法を介して当法人の保持する情報を優先的に入手または利用することができる。

- 2 会員は事務局において下記資料を閲覧することができる。
 - (1) 会員名簿
 - (2) 総会の議事録
 - (3) 総会の代理権証明書等
 - (4) 電磁的方法による議決権行使記録
 - (5) 計算書類等
 - (6) 事務局に収集されている燃料電池関連資料

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、原則として退会の3カ月前までに所定の退会届を事務局に届けることにより、任意に退会できる。

- 2 退会は、事業の廃止等のやむを得ない事由による場合を除き、当法人の事業年度末日をもって行うこととする。

(会員資格の権利の停止、除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により期間を定めて会員の権利を停止し、または総会の議決を経て除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 当該会員には権利の停止を議決する理事会または除名を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条ならびに第9条の会費支払い義務を督促後なお1年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡あるいは解散したとき

(拋出金品の不返還)

第14条 退会または前2条により資格を喪失した会員が、既に納入した会費その他拋出金品は返還しない。

第4章 社員

(社員)

第15条 正会員、公共会員、学会会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とし、総会における議決権の行使にあたっては第30条に定めるところによる。

第5章 役員

(役員の設定)

第16条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上24名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を一般法人法第91条第1項の代表理事とし、「代表」と称する。
 - 3 理事のうち若干名を定款第5章に規定する副代表理事とし、「副代表」と称する。
 - 4 理事のうち代表および副代表を除く1名を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、「常任理事」と称する。
 - 5 役員は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員を選任)

第17条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表、副代表および常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務および権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令、定款およびこの会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表は、法令、定款およびこの会則で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときまたは代表が欠席のときは、あらかじめ代表の指名した順序により、その職務を代行する。
- 4 常任理事は、常勤とし、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務および権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の職務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第20条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 理事または監事は、第16条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事および監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(報酬)

- 第22条 理事および監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事については報酬を支給することができる。
- 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前第2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

(顧問)

- 第23条 当法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により、代表が委嘱する。
 - 3 顧問は、当法人の運営に関して理事会において意見を述べるることができる。
 - 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

- 第24条 当法人にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、理事会の推薦により、代表が委嘱する。
 - 3 オブザーバーは、代表の諮問に答え、当法人の運営に関して理事会において意見を述べるることができる。
 - 4 オブザーバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 社員総会

(構成)

- 第25条 社員総会は、総ての社員をもって構成する。

(権限)

- 第26条 社員総会は次の事項について決議する。
- (1) 入会金、第8条に定める会費および第9条に定める臨時会費の額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事および監事の選任または解任
 - (4) 理事および監事の報酬等の額
 - (5) 事業報告、決算報告、貸借対照表および損益計算書の承認
 - (6) 事業計画および収支予算の承認
 - (7) 定款の変更
 - (8) 会則の変更
 - (9) 解散および残余財産の処分
 - (10) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

- 第27条 社員総会は、定時社員総会として毎年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、下記により臨時社員総会を開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 総社員の議決権の10分の1以上から会議の目的および招集の理由たる事項を示して請求のあったとき
 - (3) 監事から会議の目的および招集の理由たる事項を示して請求のあったとき

(招集)

- 第28条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表が招集する。
- 2 代表が事故ある時は、副代表が招集する。
 - 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
 - 4 招集に当たっては、総会開催の日時、場所、目的および審議事項を示した書面をもって、開会の日の一週間前までに通知するものとする。

(議長)

第29条 社員総会の議長は、代表がこれに当たる。代表が事故ある時は、当該社員総会に出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第30条 社員総会における議決権は、1正会員につき4個、1公共会員につき4個、1学会員につき1個とする。

(決議)

第31条 社員総会の決議は、法令、定款またはこの会則に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 会則の変更
- (4) 監事の解任
- (5) 解散
- (6) その他、法令で定められた事項

(代理)

第32条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき議決権を行使する社員は、前条の規定の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

(決議および報告の省略)

第33条 理事または社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第34条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名または記名押印しなくてはならない。

第7章 理事会

(構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、総ての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表、副代表および常任理事の選定および解職

2. 前項第3号に掲げる理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第37条 理事会は代表が招集する。

- 2 代表が事故ある時は、副代表が理事会を招集する。
- 3 前項による招集も不可能な場合は、各理事が理事会を招集する。
- 4 監事から、法令の定めるところにより、代表に招集の請求があったときは、代表は2週間以内に理事会を招集する。
- 5 招集に当たっては、会議の日時、場所および議題を理事および監事に通知するものとする。
- 6 代表は、顧問およびオブザーバーの出席を求めることができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。代表に事故あるときは、あらかじめ代表が指名した順序によって、副代表がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第8章 幹事会

(幹事会)

第41条 理事会における当法人の事業運営にあたって、具体的事項を立案、審議するために、幹事会を設ける。

第42条 幹事会は、正会員、公共会員、学術会員および特別会員の中から30名以内の委員を選任し、これに常任理事を加えて構成する。

- 2 常任理事以外の幹事会委員の選任は、理事会が行う。

第43条 幹事会には、幹事会議長を置く。

第44条 幹事会議長は、常任理事以外の幹事の互選により選出する。

第45条 幹事会は、毎事業年度に2カ月を超える間隔で年4回以上開催する。

- 2 常任理事および幹事会委員が、幹事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、幹事会の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の幹事会の決議があったものとみなす。

第46条 幹事会議事録は、事務局が作成する。

- 2 幹事会議事録は次回開催の幹事会において承認されなければならない。

第9章 委員会等

(委員会等)

- 第47条 幹事会の一部業務を分担するため、常設の委員会および期間を限定した委員会等を設けることができる。
- 2 理事会の承認を得て日常業務以外の業務を遂行する場合は、そのための専門委員会を設置することができる。

第10章 資産および会計

(事業年度)

- 第48条 当法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画および収支決算)

- 第49条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、代表が作成し、理事会の承認を得なければならない。代表は理事会の決議を経て、上記書類について直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 当該事業年度開始日と当該事業年度定時総会において前項の書類が承認される間の支出は、理事会の承認を得て、これを行うことができる。
- 3 事業計画書、収支予算書並びに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

- 第50条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表が以下の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会ならびに定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (4) 財産目録
2. 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、定款、会則および会員名簿を事務所に備え置くものとする。
3. 定時社員総会において承認された貸借対照表は、総会終了後1ヶ月以内に電磁的開示を行う。

(資産の構成)

- 第51条 当法人の資産は、次に掲げられるものをもって構成する。
- (1) 会費
- (2) 協力金、寄付金
- (3) 事業収入
- (4) その他

(資産の管理)

- 第52条 当法人の資産は、代表の監督・指示のもとに常任理事が管理し、事務局が実務にあたる。
- 2 管理・実務の方法は、理事会の議決によって別に定める。

(剰余金)

- 第53条 当法人は、剰余金の分配を行わない。
- 2 当法人は、収支決算において剰余金を生じた時は、繰り越した不足金があるときはその補填にあて、なお剰余金がある時は総会の議決を経て翌事業年度に繰り越すものとする。

第11章 資産および基金

(資産等の引き継ぎ)

第54条 当法人は、任意団体「燃料電池開発情報センター」の事業、現金、預金、物品および外部との契約を引き継ぐものとする。

(基金)

第55条 当法人は、目的とする事業運営を円滑に推進するために、別に定める規定により基金の募集を行うことができるものとする。

(特別会計)

第56条 当法人は、事業遂行上必要があるときは、総会の決議を経て、特別会計を設ける事ができる。

2 前項の特別会計に係わる経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

第12章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第57条 会則は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第58条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第59条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）第5条第17項に掲げる法人、または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 事務局

(設置等)

第60条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、代表が任命する。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

第14章 公告の方法

(公告)

第61条 当法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法によって行う。

附則

1 会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

2 会則の運用に当たって、会則と定款が重複し表現が異なる場合は、定款が優先する。

3 会則は、平成26年8月6日より発効する。